

リモート検査に係る事前確認書

現場ご担当者様にもお渡しください。

日本ERI株式会社

リモート検査について

弊社が認めた検査補助者が現場へお伺いします。

検査補助者が検査対象建築物等や周辺状況をタブレット、スマートフォン等のデータ通信機器（以下「情報デバイス」といいます。）で撮影・計測を行います。検査資格を有する者（以下「検査者」といいます。）が、検査補助者より送信される映像を基にリモート検査を実施します。

1. 建築主様の同意

（１）リモート検査の実施には建築主様の同意が必要です。完了検査を受検する者（以下「受検者」という。（建築主等から委任を受けた者を含む））は、事前に、建築主様のご了解を得てください。

また、現場ご担当者様の携帯電話番号をお知らせください。回線不良の際に緊急連絡を取れる番号として利用いたします。

2. 現場ご担当者様の立ち合い

（１）リモート検査当日は、現場ご担当者様の立ち合いが必要です。

3. リモート検査に使用する機器

（１）原則として、Softbank 回線を用いた web 会議システムにより、リモート検査を実施します。

（２）電波状況等により、現場ご担当者様等の情報デバイスをお借りする場合があります。

（３）事前に電波状況が悪いことを把握されている場合は、検査申請時までにお知らせください。

4. 検査の準備

（１）試験報告書、施工状況写真等、検査に必要な書類がございましたら、その写しを事前にご提出願います。受領したデータは、検査終了後当社にて消去させていただきます。

（２）検査日までにご提出が難しい場合は、検査者の指示に従ってください。

5. 本人確認

（１）検査者が検査員証等を情報デバイスに提示しますので、ご確認ください。

6. 検査の実施

（１）検査補助者の現場立入、及び検査での長さ・高さ等の計測、点検口の開閉等が必要な場合の協力を願います。

（２）検査中に梯子等の昇降が必要となる等、現場ご担当者様等に情報デバイスを渡して現場撮影をお願いする場合は、ご協力をお願いします。

（３）質疑及び検査結果の判断は検査者が行います。検査補助者は判断を行いません。

（４）検査補助者への必要な安全対策を図ってください。

（５）検査終了後に、検査員が現場検査員の氏名を検査結果記録書等に記録（現場立会者の署名は省略します。）し、受検者あて検査結果記録書等をメール送付します。

7. 検査の中断・中止

（１）通信不良等により検査の継続が困難と判断したときは、検査を中断・中止することがあります。

（２）特定部位の撮影忌避等（又はその予兆）を認めたときは、検査を中断・中止することがあります。

（３）検査の中断・中止の際には、検査員が現場ご担当者様等へ連絡し、対処方法を協議します。

8. 検査中止の際の対応

（１）原則として、後日、通常の検査を行います。この場合、別途料金が発生することがあります。

9. 映像・音声の録画・録音したデータの取扱い

（１）弊社は、検査を行っている映像や音声については、原則として保存しません。

ただし、保存が必要と判断したときは、受検者と協議することにより、映像や音声の録画・録音を行うことがあります。

ご異議等がない場合、上記事項に同意いただいたものとしてリモート検査を実施いたします。

（リモート検査に同意いただけない場合は、本確認書を受け取らずにその旨お申し出てください。）